

物件番号 _____ 契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

工事請負契約書

工事名称	_____	収入印紙
工事場所	_____	
工期	_____年 _____月 _____日より _____年 _____月 _____日まで	
注文者	_____様 _____印	お客様分につきましては 請負金額に対応した 印紙を必ず貼付下さい。
	_____TEL _____	
住所	_____FAX _____	
請負者	_____	
営業所長	_____印	
(担当者)	_____印	

1. 請負金額	総額	金	円(税込)
	うち工事価格 (取引に係る消費税額を除く額)	金	円
	取引に係る消費税額	金	円
2. 工事内容	_____		

■請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様支給とさせていただきます。また本工事では見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無 (有・無)
工事を施工しない日 _____ 工事を施工しない時間帯 _____

3. 支払方法

- | | | | |
|-----------|------------------------------|---------|--------|
| ① 契約締結後 | (_____ 月 _____ 日までにご入金願います) | 金 _____ | 円 (税込) |
| ② 中間金 | (_____ 月 _____ 日までにご入金願います) | 金 _____ | 円 (税込) |
| ③ 工事完成引渡後 | (_____ 日以内) | 金 _____ | 円 (税込) |

1. 支払は下記口座へ振込をお願いします。	
預金口座 口座番号 口座名義	預金口座 口座番号 口座名義
2. お振込を銀行・郵便局にて振込依頼される時は、ご依頼人欄に必ずお施主様名（請求書宛名）をご記入下さい。	
3. 銀行もしくは郵便局の振込受領書をもって領収書とさせていただきます。	
4. 振込手数料はお客様にてご負担願います。	

■添付書類：工事内容を補足するため次の書類を添付します。

①お見積書	②仕上げ表	③住宅リフォーム工事打ち合わせシート	④工程表
⑤図面・その他	(1. _____)	(2. _____)	(_____)

この契約の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

※この書類は大切に保存してください。

工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払いを完了する。

(打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

- 第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実状に適するように内容を変更する。
- 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

- 第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請け負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建設設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認のうえ引き渡しを行い、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

- 第6条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
- 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検取するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
 - 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
- 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰するべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)

- 第8条 工期内に物価等の変動により請負代金が著しく不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、注文者と請負者で協議して請負代金を変更する。

(不可抗力による損害)

- 第9条 天災その他自然的または人為的事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事事業機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
- 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なもの認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
 - 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(契約不適合の責任)

- 第10条 この契約の目的物が引渡されてから1年以内に目的物に民法上の契約不適合が発見された場合、請負者は契約不適合の内容にあわせ、目的物の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡し、損害賠償請求のいずれかの対応を行うものとする。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

- 第11条 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。
- 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。

個人情報の利用目的に関するご通知

お客様にご記入いただいた個人情報は、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。ご了承ください。

- お客様へ当社取扱の工事・商品・サービスやプランをご提供するため。
- アフターサービス・メンテナンスの実施のため。
- 当社の品質・サービスの向上に係わる調査の実施のため。
- 当社からのダイレクトメール等による定期的な情報の提供のため。
- 緊急時に行うお客様への連絡のため。
- お客様から寄せられたご質問・ご意見・ご要望にお応えするため。

- 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

(遅延損害金)

- 第12条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を（損害賠償額の予定。以下「違約金」については同じ。）請求することができます
- 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができます。

(助成金等申請の場合の対応)

- 第13条 注文者が工事に関連する助成金や補助金等一切の給付金（以下、「助成金等」という。）を申請する場合、助成金等申請結果の如何を問わず、注文者は、請負代金の支払い義務を免れないものとし、当該申請に関して、注文者に損害が生じた場合でも、請負者は一切責任を負わないものとする。この契約期間内に注文者への助成金等の支給が取り消された場合も同様とする。

(請負者の中止権・解除権)

- 第14条 注文者が、次の各号に該当した場合、請負者は直ちに工事を中止又はこの契約を解除することができる。なお、この場合、万一注文者に損害が生じても、請負者はこれを賠償する責を負わないものとする。
- 注文者がこの契約に違反し、請負者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正がなされないとき。
 - 請負代金支払いに金融機関からの融資を充てる場合において、請負者の指定する期日までに融資の決定を確認できる書面を提出しないとき、または、この契約期間内に融資が取り消されたとき。
 - 工事が著しく減少し、請負代金額が2分1以上減少したとき
 - 不可抗力、注文者・第三者の妨害その他請負者の責に帰すべからざる事由により、工事の遅延又は中止期間が工期の2分1以上又は1ヶ月以上となったとき。
 - 必要な工事用地、工事環境等を確保できないとき。
 - 1ヶ月以上所在不明又は連絡不通となったとき。
 - この契約で定める協議に応じないとき。
 - 破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。
 - 第三者より差押、仮差押、仮処分又は強制執行等を受けたとき。
 - 資金、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(期限の利益の喪失)

- 第15条 前条第1項第1号乃至第10号又は第17条第1号乃至第4号の事由が一つでも生じた場合及びこの契約が終了した場合、注文者は、請負者からの催告その他何らの手続きを要することなく、請負者に対するすべての債務について当然に期限の利益を失い、その全額を直ちに支払わなければならない。

(紛争の解決)

- 第16条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第17条 注文者が、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当すると請負者が認めた場合には、請負者は何らかの通知・催告なしに、この契約の全部又は一部を解除又は解約できるとともに、それにより被った損害の賠償を注文者に請求することができる。
- 注文者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、反社会的勢力という）である場合、又はあった場合。
 - 注文者の主要な出資者、代表者、役員、経営幹部もしくは実質的に経営権を有するもの（以下、注文者の役員等という）が反社会的勢力である場合、又はあった場合。
 - 注文者が、自ら又は第三者を利用して、請負者に対して、詐術、暴力が行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - 注文者が、自ら又は第三者を利用して、請負者の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をした場合。
- 請負者が前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除又は解約した場合には、注文者に損害が生じても、請負者はこれを一切賠償しない。

(補則)

- 第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、工事請負契約書及びこの説明書を充分お読み下さい。

（注）「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

1. 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

- ① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合（注）で、クーリングオフを行おうとする場合には、工事請負契約を締結した日から起算して8日を経過するまでは、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
 - ア) お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等
 - イ) 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）又は、3,000円未満の現金取引
- ② 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文主）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。
- ③ 通常必要とされる量を著しく超える商品等の契約を結んだ場合は、契約後1年間は契約の解除が可能になります。

2. 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

- ① 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
- ② 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。
- ③ 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
- ④ 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- ⑤ すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

ＴＯＴＯリモデルサービス株式会社